

令和4年度 西播磨県民局

地域づくり活動応援事業

一般枠、特別枠

～助成のご案内～



自治会などの地域団体は、地域に根ざし、人々の生活を豊かにしていくための活動を通じて、地域を支えていくことが期待されています。

そこで、地域団体が実施する新たなふるさとづくりの取組に対し、経費の一部を助成します。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により、この事業のスケジュール等に変更が生じる可能性があります。

また、この助成金を受けて事業を実施する際には、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行ってください。

【応募期間】

令和4年3月23日（水）～5月12日（木）

兵庫県西播磨県民局

問い合わせ先 県民交流室 県民活動支援課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25

TEL:0791-58-2341 / FAX:0791-58-0523

従来は、西播磨県民局から補助金の交付を受けた「こころ豊かな美しい西播磨推進会議」が各団体へ助成していましたが、令和4年度は、西播磨県民局が直接助成することとなります。

※当事業は、兵庫県議会において、「令和4年度当初予算」が議決されることが前提となります。

【助成の要件】

(1) 対象団体

- ・西播磨地域を活動基盤としている地域団体
(地域団体の単位組織だけでなく、校区、市町域等の連合組織や、地域団体とNPOなどの各種団体で構成する実行委員会やネットワーク組織も含まれます。)

【地域団体とは】

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、いずみ会、PTA協議会、青少年育成団体、まちづくり協議会、県民交流広場運営団体など、一定の地域を基盤に活動を行っている団体が対象となります。

○ 要件は以下のとおりです。

- ・西播磨地域内で一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること
- ・活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること
- ・規約や代表者を定めていること

※NPO法人は、広く地域の方を対象とし、かつ上記の地域団体と協働して取り組む場合対象となります。

(2) 対象事業

西播磨地域の中で活動を展開し、下記事業基準のいずれかに該当する、新たなふるさとづくりの取組

※従来から実施している既存事業の継続については対象外となりますが、新たな取組を加えることにより活動の広がりが認められる場合については対象となります。

【事業基準】

① 一般枠

- ・西播磨地域ビジョン「～光と水と緑でつなぐ 元気西播磨～」の実現に資する取組
- ・地域間・世代間のふれあい・交流を進め、暮らしの充実や定住者の促進を図る取組
- ・地域資源を生かした特産品の試作研究や市場性を調査する取組
- ・空き家や耕作放棄地活用など、地域課題を解決するための取組
- ・団体の組織力を高めネットワーク機能を強化するための取組

② 特別枠

- A **交流人口拡大事業** 都市部在住の方に西播磨地域の良さを認識してもらえよう
な交流イベントや仕掛けを作る等、都市部との交流人口、関係人口の増加を図る
ための活動に対して助成する。
- B **水のさと魅力発信事業** 「水のさと西播磨」の魅力を発信するため、「水」を題材に
地域団体等が実施する取組や地域の活性化に繋がるイベント等
に対して助成する。
- C **子育て事業** 地域の子ども・子育て家庭をみんなで応援する
気運の醸成を図るため、子育てを応援し支える活動や若者
が乳幼児・子どもとふれあう経験を促進する活動に対して
助成する。

【対象とならない事業】

- ・個人又は団体の財産の形成及び営利を目的とする事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求を目的とする事業
- ・従来から実施している既存事業
- ・兵庫県の他の助成を受けている事業

(例)
「清流」、
「滝」、「溪谷」、
「温泉」、「名水」、
「日本酒・流しそうめん
・豆腐などの清流食材」、
「染色」、「キャンプトレッ
キング、釣り、カヌーなどの
アウトドアアクティビティ」

【助成の内容・支払い】

(1) 助成金額

40万円以内／団体（助成金は千円単位）

- ・審査会での審査により、不採択や減額等もありますのでご了承ください。
- ・助成対象事業の実施に伴う収入（参加料等）については、必ず経費に充当するものとし、この分は助成申込額から控除してください。
- ・審査会で決定された助成金額は、最終的に助成される金額の上限となります。
- ・事業完了後、県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づく「補助事業実績報告書」を提出していただきますが、適正でないと判断される費用の支出については、助成金額が減額されることもあります。

(2) 助成対象事業の期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実施・完了する事業（令和5年3月に事業完了予定の場合は、ご相談ください。）

※ただし、審査会（令和4年6月開催予定）までに完了する事業は対象外

(3) 助成対象経費：事業実施に直接必要な経費とし、主に次のようなものとします。

- ・需用費・・・印刷製本費、活動資材購入費、試食配布用の食材料費など
- ・役務費・・・郵券代、保険料など
- ・使用料・・・会場使用料、機器等レンタル費用、コピー代など
※団体構成員等の所有物に対する使用料は対象外
- ・委託料・・・会場設営、調査研究等にかかる業者委託料など
※ただし、助成対象経費の合計額の2分の1以内
- ・謝金、旅費・・・講演会や研修会等における講師等の謝金や旅費
※謝金は1回1人につき上限3万円（ただし、県からの助成金合計額に占める講師料の割合は、助成金合計額の3分の1まで）
※団体構成員等への支出は助成対象外

(4) 助成対象外経費（例示）

- ・飲食料費、手土産代、贈答品代
- ・賞品代、景品代、参加者記念品代、電話代、領収書が発行できない経費
- ・備品購入費（使用耐用期間が概ね1年以上かつ購入単価（税込）が10万円以上のもの、パソコン・スマートフォン・プリンタ・デジタルカメラ等の汎用的な事務機器の購入費）
- ・団体等の日常的な活動経費や運営費
- ・応募にかかる経費、審査会、実践交流大会（成果発表会）の出席にかかる経費

(5) 他の助成金について

応募される事業について、兵庫県の他の助成を受けることはできません。

※兵庫県の関連団体（財団等）からの助成についても、受けることができない場合がありますので、他の助成を受ける場合は、事前に必ずご相談ください。

(6) 助成金の支払い

- ① 補助事業実績報告書を審査、額の確定を行ったのち、請求書により指定口座へ助成金を振り込みます。
- ② 必要と認められる場合は、助成決定額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）で概算払（前払）を行います。

【応募方法】

○応募期間 令和4年3月23日（水）～5月12日（木）

○提出方法 応募書に必要事項を記入の上、西播磨県民局県民交流室（応募専用アドレス nishiharima36@gmail.com）までメール送信の上、確認の電話をお願いします。

※電話受付時間 9：00～17：00（土日、祝日除く）

※応募書は、兵庫県のホームページからダウンロードできます。

兵庫県トップページ → 地域・交流・観光 → 地域づくり・県民運動 → 西播磨県民局 → 令和4年度地域づくり活動応援事業
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/whk02/04powerupannai.html>)

【審査会】

(1) 実施日 令和4年6月予定

(2) 審査方法

応募書及びプレゼンテーションをもとに審査の上、事業採択団体及び助成金額を決定します。審査結果は7月上旬頃に通知する予定です。

(3) 審査基準

①地域や団体の課題を認識し、広く地域社会の共同利益の実現につながるか

②新規性のある企画であり、他の団体のモデルとなりうるか

③経費が有効に使われるか

※収支予算書に記載の金額が適正であるかどうか（より具体的な内訳が記載されている方が高評価となります。）

④継続的な実施を視野に入れているか（次年度以降の計画、自主財源の確保見込みなど）

⑤過去の助成状況（事業の実施状況、助成回数等） など

なお、この助成金を3年連続で受けている団体につきましては、助成額を減額する対象となります。

(4) ⑦審査会後に必要となる手続

審査会で事業採択団体と助成金額が決定されますが、採択された団体は、改めて、県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づく「補助金交付申請書」を提出していただきます。

【事業完了後の手続き等】

(1) 補助事業実績報告書の提出等

①事業完了後30日以内に提出していただきます。

②提出期限までに報告書の提出がない場合は、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

③補助を受けた団体は、補助金交付に係る帳簿、収入及び支出についての証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から5年間保管していただきます。

(2) 実践交流大会（成果発表会）

団体間の相互交流や連携を深めるため、助成団体の活動発表や意見交換等を行う実践交流大会を令和5年3月（上旬予定）に開催しますので、必ず出席してください。

(3) 情報発信

助成対象事業の実施結果については、事業を通じて得られたノウハウを広く共有するため、ホームページ等で紹介させていただくことがあります。